

## 平成30年 第4回教育委員会会議

### 1 日 時

平成30年3月19日（月）

開会 13時30分

閉会 14時35分

### 2 場 所

教育委員会室

### 3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員、  
新家久司委員

### 4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、脇田明義教育次長、竹中功教育次長、升屋和夫教育次長、  
広川達也庶務課長、杉中達夫教職員課長、堀田葉子学校指導課長、篠原恵美子生涯  
学習課長、田村彰英文化財課長、近岡守保健体育課長

### 5 議案件名及び採決の結果

議案第6号 人事異動について（原案可決）

### 6 報告案件

報告第1号 教職員多忙化改善に向けた取組方針について

報告第2号 指導が不適切である教諭等の認定等について

報告第3号 人事異動について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

#### ・会議の公開・非公開の決定

議案第6号、報告第2号及び報告第3号は、人事に関する案件のため、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、  
全会一致で決定。

#### ・質疑要旨

以下のとおり。

## 報告第1号 教職員の多忙化改善に向けた取組方針について（杉中教職員課長説明）

それでは、報告第1号「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」につきまして、ご説明をいたします。教職員の多忙化改善につきましては、これまで県教育委員会、市町教育委員会や校長会、高体連や中体連などの関係団体の代表者からなる教職員多忙化改善推進協議会におきまして、学校現場の教職員からの意見も踏まえながら、議論を重ねてまいりましたが、去る15日に開催した第4回協議会におきまして、来年度からの取組方針を取りまとめましたので、ご報告いたします。

冊子となっております「石川県公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教職員の多忙化改善に向けた取組方針」をご覧ください。

2枚めくっていただきますと目次がございます。目次をご覧ください。まず、「1 本県市町立小中学校及び県立学校教職員の時間外勤務の状況」として、平成29年4月から9月までの調査結果、主な項目別集計、特徴と分析について記載をしております。続いて、「2 中長期的な課題」「3 取組を進めるにあたっての基本方針」「4 達成目標」「5 具体の取組」の順に取りまとめております。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをお開きください。「1 時間外勤務の状況」につきましては、これまでも本委員会におきまして報告をしてきたところでもありますけれども、左側に「(1) 調査結果 上半期分」として「ア 月平均及び時間別人数分布」「イ 月平均の推移」、そして右側2ページに「(2) 主な項目別集計」として、「ア 職種別」「イ 年齢別」「ウ 部活動顧問の状況」を記載しております。

3ページをご覧ください。3ページの「(3) 特徴と分析」につきましては、三つにまとめてあります。「ア 中学校教員の時間外勤務が特に長くなっていること」「イ 教頭・主幹教諭等の中間管理職等の時間外勤務が長くなっていること」「ウ 年代が低いほど時間外勤務が長くなっていること」、この三つにまとめて特徴と分析を述べております。

次に、4ページでありますけれども、4ページ「2 中長期的な課題」であります。ここは読み上げます。「学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面が多々あり、教職員の多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して、心身の健康を損ない、子どもたちと真摯に向き合うことができなくなる恐れがあり、さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧される。ひいては、全国的にも高い本県教育の水準を維持することが困難になる可能性があり、将来的に本県の教育力が低下することにもつながりかねない」というふうに課題を書いております。

次に「3 取組を進めるにあたっての基本方針」のところではありますが、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場や関係団体と関係者が足並みをそろえ、効果的な取組を進めるための基本方針を以下3点に掲げております。まず1点目でありますけれども、教員には、その職務の特性から時間外勤務手当制度を適用せず、代わりにある程度の時間外勤務を想定して一律4%の調整額が支給されているところでありまして、一定の時間外勤務はやむを得ないと考えられておりまして、勤務時間をあまり意識せず、児童生徒のために情熱と献身的な努力を積み重ねてきているという面が多々あることから、教員の意識改革を進めるという観点に立ちまして、「(1) 時間外勤務をやむなしとするこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、

教材研究・授業準備や子どもたちと向き合う時間を十分に確保するという観点に立ち、取組を進める」といたしました。

2 点目は、学校が抱える課題が複雑化・多様化していることに加え、新学習指導要領において授業時数が増加するなど、教職員の業務量が増大しており、教職員の自助努力だけでは時間外勤務の縮減が困難になっているという観点に立ちまして、「(2) 多忙化の抜本的な解消には、国による教職員の定数改善が必要不可欠であり、引き続き国に対して強く求めていく」といたしました。

3 点目は、国の対応を待つだけでなく、教育委員会や学校現場等がそれぞれできることから改善を進めていくという観点に立ち、「(3) 国による教職員定数の改善がない中で、教育の質を落とさず教職員の時間外勤務を縮減することは大変難しい課題であるが、国の対応を待つだけではなく、県教育委員会、市町教育委員会、学校現場及び関係団体が問題意識を共有し、足並みを揃えて、できることから一つ一つ着実に改善に向けた取組を実行していく」といたしました。

また、取組を進めるに当たっての留意点として、5 点を掲げております。1 点目は、教職員の意識改革に加え、保護者等の理解も必要であることから、取組方針を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ること。

2 点目は、長時間勤務の大きな要因となっている部活動指導については、ただ縮減するだけでなく、生徒や保護者の理解が得られるよう、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスの取れた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえること。

また3 点目は、国の「学校における働き方改革に関する総合的な方策」や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」などを踏まえること。

4 点目は、取組方針を決めて終わりということではなく、今後も取組の見直しと充実が必要であるため、教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実状を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体的取組を進め、必要に応じて取組の見直しと充実を図ること。

最後に、時間外勤務の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、勤務時間外に行っていた業務が持ち帰り業務とならないよう、十分留意して取組を進めることとしております。

5 ページをお開きください。次に「4 達成目標」でございますが、時間外勤務縮減の達成目標につきましては、1 年ごとの数値目標を掲げることも検討いたしましたが、今ほどの留意点でも申し上げましたように、時間外勤務の縮減だけが目的化し、教育活動がおろそかになったり、実績報告だけが減少して持ち帰り業務が増えたりしては、本当の意味での働き方改革にならないことや、効果や課題も検証しながらできることから取り組んでいきたいと考えていることから、時間外勤務時間の平均を前年度より減少させる、これとともに、業務分担の適正化により、3 年後までにいわゆる過労死ラインであります月 80 時間を超える教職員ゼロを目指すことを掲げました。

次に 6 ページをご覧ください。「5 具体的取組」についてであります。、「(1) 統一的な取組と環境整備」について、ここは主に、教職員の意識改革など、県下全体で取り組んだ方が実効性がある取組について記載をしております。

具体的には、学校ごとに月 1 回の「定時退校日」や「最終退校時刻」の目標を設定す

ること。夏季休業期間の旧盆を含む1週間は県内一斉の「リフレッシュウィーク」に設定し、連続する3日間以上の学校閉庁日を設ける。これは具体的に毎年8月11日、山の日から17日の1週間としたいというふうに考えております。次に「県教育委員会が作成するリーフレットを活用しまして、さまざまな機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求めていく」などであります。

なお、継続して協議会で検討する案件につきましては、実施するか・しないかも含めて今後とも検討していく取り組みについて記載をしております。

次に7ページをお開きください。「(2) 教育委員会における取組」であります。ここは、県教育委員会や市町教育委員会・教育事務所が学校をサポートするために取り組む内容を記載しております。学校現場だけが多忙化改善に向けた取り組みを行うのではなく、教育委員会が自ら多忙化改善に取り組む必要がありまして、学校現場を支援する取り組みについて、主なものを記載しております。

まず、県教育委員会と市町教育委員会、教育事務所というふうに分けて7ページ、8ページに記載しておりますが、共通の、県においても市町においても両方で取り組む内容としましては、まず7ページの丸の一つ目、二つ目にありますように、「調査・照会の整理・統合や学校備え付け表簿の様式の標準化・電子化を進めること」、また、六つ目の丸になりますけれど、「会議の整理・縮減や参加体制を工夫すること」などを記載しております。県教育委員会が支援する取り組みとしましては、三つ目の丸に戻りまして「小学校英語専科教員の配置」、4番の「スクールカウンセラーの配置拡充」、5番の「教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフの配置などの人的な支援」、また7番以降にあります研修について、「事前の課題や報告書などの簡略化や簡素化を図ること」や、「研修内容に働き方改革に関する項目を盛り込むこと」などを記載しております。

8ページの市町教育委員会・教育事務所が取り組む内容としては、市町教育委員会のところの三つ目の丸になりますけれども、「学校訪問の回数・内容の見直し」でありますとか、5番目の「地域と学校との連携・協働体制づくりを進めること」などを記載しております。

継続して協議会で検討する案件については、記載のとおりであります。

次に、10ページまでお進みください。「(3) 学校における取組」でありますけれども、ここは学校現場の教職員から取組提案や既に行っている実践事例などを報告していただいたものの中で、良好な事例や効果があると思われるものの中から、県内の全ての学校において、各学校における時間外勤務の実態、基本方針や達成目標を十分に踏まえ、その実状に応じて取り組んでいただきたい主な取組例を記載しております。

「勤務時間の管理に関すること」として、学校独自のノー残業デーの設定など。「意識改革に関すること」として、時間外勤務の縮減や業務改善に向けたスローガンの設定など。「会議・校内研修に関すること」として各種会議や校内研修の実施方法等の工夫など。「学校が行う調査や連絡に関すること」として、学校便り・PTA 便り等の整理統合など。「校務分掌・学校行事・日課に関すること」として、校務分掌の適切な割り振りや協働についてなど。「環境整備・ICT 化に関すること」として、個人が作成した教材・資料等の電子データの共有など。11ページをご覧ください。「地域との連携に関すること」として、登下校の見守り等に地域ボランティアの協力を得ることなどを記載しております。

また、次の丸ですけれども、来年度予算にも計上いたしました。県教育委員会が指定する多忙化改善実践推進校においては、教職員の意識改革や業務の見直しなどに率先垂範して取り組み、その成果や課題を丁寧に検証し、他校の取り組みの充実につなげることをしております。小中高それぞれ3校の計9校で取り組みを推進していくこととしております。

次、12ページの「(4) 部活動指導における取組」でありますけれども、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を十分に踏まえるとともに、現場の部活動顧問、県の中体連、高体連等関係団体からの意見も聞いた上で取りまとめました。

まず、1つ目の取り組みとして、県内で統一した部活動休養日・活動時間を設定し、足並みをそろえて実施することとしました。休養日につきましては、成長期にある生徒の健康管理やバランスの取れた学校生活を確保するため、中学校・高校ともに、原則として週2日以上、平日1日と土曜日または日曜日に休養日を設けることとし、大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日に設定できない場合は、翌週の平日に代替の休養日を設けることとしました。加えて、本県独自の取り組みとして、教員の時間外勤務時間の縮減を図るため、土曜日、日曜日、祝日または振替休日において、週に1日、年間52週ございますので、52日以上休養日を設定することとしました。

なお、学校現場の実情に配慮して、中体連、高体連、高野連および高文連が主催または共催する大会に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認めることといたしました。通常練習における1日の活動時間については、平日は、長くとも2時間程度、学校の休業日は、長くとも3時間程度とすることにし、夏休みなどの長期休業中は、まとまった長期の休養期間を設けることといたしました。また、限られた時間の中で、効率的・効果的に生徒の技能向上を図るためにも、国の補助事業を活用して部活動指導員を試行的に配置し、その効果や課題を検証した上で、順次、部活動指導員の配置拡充を進めることとしております。

次に13ページ、14ページをお開きください。ここには、学校や体育連盟が取り組む内容を記載してあります。以上が取組方針の内容であります。

教育の質を落とさず勤務時間を縮減することは、大変難しいことではありますが、この取組方針に基づき、来年度から県教育委員会、市町教育委員会、関係団体ができる限り足並みをそろえ、また、保護者や地域の方々の理解を得る努力もしながら、着実に多忙化改善の取り組みを進めていくとともに、本年度以降も、教職員勤務時間調査を継続し、本協議会において取組方針の効果や課題について検証しながら、必要に応じて取り組みの見直し、充実を図ってまいりたいと考えております。

本日の教育委員会会議の報告によりまして、教職員多忙化改善推進協議会が取りまとめた本取組方針を、県教育委員会としての取組方針としてさせていただきたいというふうに考えております。その後、県立学校や市町教育委員会に対して、速やかに取組方針を周知することとし、県立学校については、学校として取り組む内容について計画を作成することとしております。また、市町教育委員会については、この取組方針の下に、市町の実状に応じて方針を定め、管下の学校に示していただくこととしております。さらには、校長会、中体連、高体連などの関係団体に対しても、取組方針を基にできることから取り組むよう依頼をしていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

(田中教育長)

ちょっと補足しますけれど、他の県でも同じような取組方針、あるいは取組計画のようなものを県教委が定めている例が幾つかもう出てきています。あるいはガイドラインや国の方針を見て、新年度に定めると。一部先行実施ということで、休養日の設定など、そういったものはもう通知で指導している県があります。

こういう取組要旨をまとめる幾つかの県の中には、外部の有識者も入れて検討会議のようなものを設け、県教委で決めて、それを方針として、指導通知を出すというやり方をしている県もございましたけれど、これまでも説明をさせていただきましたけれど、まさに県立学校は私どもが権限を有していますけれど、市町立の学校は市町がこういう関係の業務の指導権限を持っておりますので、ここは県教委が作って上意下達で指導通知を出すのではなくて、やはり関係者、あるいは市町教育委員会の代表者、あるいは学校長の校長会の代表者、関係団体の代表者が集まって、みんなで作り上げていく。現場の意見も吸い上げながら作り上げていく。そうしないとできる限り足並みをそろえるといっても、なかなかばらつきが出てまいりますので、関係者できちんと意見を聴取して、みんなで来年度から取り組んでいけるというものを中心に今回まとめております。若干意見がまとまらなかったり、あるいは一部の市町でもう先行していて、他の市町はちょっと検討して来年からやる気ないというものも幾つかありました。そういうものについては、引き続き協議会で検討するという項目に挙げております。

ただ、この引き続き検討だからやってはいけないというのではなくて、それぞれの市町教委が、学校で独自にやれることは先行して、先行的にやっていただくということも構いませんと、そういう形で今回整理をさせていただきました。

一番肝心なのは、やはり勤務の実態をみんなで共通認識をするということで、まず実態調査の、上半期ではございますが結果を書く。そして中長期的な課題、いわゆる教育力を維持向上させていくためにも必要なのだということをしちんと中長期的な課題として念頭に置く。具体の取組方針を進めるに当たっては、単なる時間外勤務の縮減ということではないですよと、教育の質を落とさず、できることから一つ一つ現場で研修もしながら、拙速に焦らずやっていくということのだということ。目的意識、あるいはなぜやるのだということをしちんと教職員全体で確認するために基本方針、留意点ということもしちんと協議会で、みんなで話し合っ、まとめさせていただいたと。その上で具体的な取り組みにつきましては統一して意思決定ができたものについては、統一してやりましょうと、地域の実情を加味してやるもの、学校ごとの実情を加味してやるものについては、例示という形にして、それぞれの市町の教育委員会、あるいは学校でこの中から取り組めるものをしちんと位置付けて取り組んでいただくということになります。

なお、こういう時期でございます。4月1日からすぐ、「ヨーイ・ドン」ということには多分できませんので、まず通知をし、今年度中に教職員にしちんとこの中身を、目的も含めて認識も含めて共有した上で、新年度新たな人事も終わって体制になったら、しちんと学校で議論してもらって、取り組みの具体的な内容を決定してもらって、準備が整ったものから速やかに実行に移していく。そんな形で新年度から進めていきたいと思っております。

## 【質疑】

(西川委員)

大変よく練られているなど。一番の目標は先生方の環境改善ということで出ていると思うのですが、進めていただければありがたいなというふうに思いました。

ひとつ学校の教員の癖として、残業時間を減らすというのはいいのですが、何をするかという帰りの時間を早くするけれど、朝早く出て来るということも結構考えられるので、その辺をきちっと学校なり市町教育委員会で共通理解をしながら進めていただければありがたいなということを、今、説明を聞きながら思いました。

(田中教育長)

ありがとうございます。朝の早く来るといのは、それも時間外勤務なので、勤務時間調査では、今後も含めて、早く出てきたらちゃんと何時に出てきたかを報告するというで徹底していきたいと思っております。

(金田委員)

立派にまとめられていると思います。今も先生方の異動希望はその地域や学校を書くことはできますわね。異動希望地域などは書けるね。

(杉中教職員課長)

はい。

(金田委員)

だから、教育長が言われたように、市町教委、依然として進まないところは、あるいは県立学校長でこの意識を持ってないところは選択されないという、そういう思いを持たないと、市町教育長が依然としてこういう時代の波を理解していない市町に誰も希望を出さないという、そういう結果が出てくるのではないかなと私は思うので、またそういう結果が出ないと、まず私は意識の低いところが分からないと思う。だから、意識されたところは先行して進んでいけばいいのではないかなと思います。

それで、この記述の中で、私はいいなと思うし、初めてこういうことを言われたな、文言化されたなと思うのは、3 ページのアの、この標準法、現場は非常に苦慮しているのだという、小中高における教職員の配置数、いわゆる標準法というもので書いておられるというというのは、これはやはり世間の人に知ってもらわないといかんなど。こういうことはやはり教育委員会だけが知っていることで、他の人は知らなくてもいいのだという、そういう時代ではないと思います。これはきちんと文言化されているというのは非常にありがたいと思います。そしてやはりこの教育委員会、今年、去年あたりの教育委員会で12 ページに見られるように、12 ページの部活動に関して、これだけはっきりと中身、休むのだということを明示されるということは、やはり抵抗勢力もたくさんいると思うのだけれども、そうではないということ、はっきりと示されたというのは、私は立派だと。やはり、話し合われてこういう結論が出た以上、19 市町、あるいは県立学校もその任に任された人を、やはりきちんとそういう方向でやっていただければ、私は必ずいい成果は出てくると思う。依然として、今まではこうだったという考え方は通用しないということ、私は明示されているのではないかなという思いでおります。

ぜひこういうスタンスで頑張っていたら、先生方も、あるいは市町教育長も、校長先生も気付かれるのではないかなというふうに思います。頑張っていたらいいなというふうに思っております。

(田中教育長)

ありがとうございます。「特徴と分析」の「ア 中学校の教員の時間外勤務」のときには、今年度の総合教育会議で、中学校の教員と高校の教員が同じ教科担任制を取っているのに、なぜ中学校がこんな時間外になっているのだというご議論があったと思えますけれど、そういったことも踏まえまして、その議論も踏まえまして、ここははっきり書いた方がいいだろうと。やはり中学校はちょっと先生の数が足りないことも、多忙化の要因になっているのだということをはっきり書いた方がいいかなということで、書かせていただいたものでございます。

あと、部活動の休養日の設定時間は、一応ガイドラインがばしっと今出ました。最初少し高校は適用外とか、いろいろな議論もあったようですけれど、やはり中学であろうが、高校であろうが、休養日はきちんと取るのだという方向が国の方ではっきり今回示されることになりました。それを踏まえまして、事前に説明したとき、素案の段階では、高校は週1日ということにしておりますけれど、ここは国の流れが変わりましたので書きました。

ただ、今、金田委員がおっしゃるように、いろいろご意見がありました。高校の場合は中学よりも体もだいぶ出来上がってきて、いろいろな意味でもっと頑張りたい子どももいるから、あまり強制的にやらないでおいてほしいとか、いろいろな話がありましたけれど、要は国のガイドライン策定の専門家会合でもそうですけれど、休みを取らずに練習量だけで勝負するという時代の流れではないということがはっきり専門家からも言われている中で、国のガイドラインも示されたので、あとは休養日をしっかりと取った中で、残りの練習時間をいかに効果的、効率的に子どもたちの集中力も高めながら、あるいは指導力も高めながらやっていくということが大事になろうと思うので、そこは明日からすぐ頭が切り替わるか分かりませんが、部活動に一生懸命にやっぴゃる指導の先生方、顧問の先生方で土日も惜しまずやっている方も少しずつ理解を深めていってもらって、周りがどんどん変わっていくということも実感してもらえば、いいのかなというふうに思っています。

ただ、うち独自に年間52日という、ちょっとこういうことも但し書きしました。要は国のガイドラインでは土日駄目だったら平日に振り替えていいとなっているので、なし崩しに全部平日に振り替えて、開いてみたら平日2日を休むばかりで、土日全然休んでいないというのはちょっと本来違っているのかなと。ただ、大会前や強化練習のときなど、例えば大会に参加して勝ち抜いていくと土日がつぶれていくのですね。

頑張ったら勝ち抜いたら土日がつぶれるから、何かちょっと逆のような、ペナルティのようなことになってしまうので、そこはやはり拙速に走らず、年間でシーズンオフ、メリハリということで、まとめて土日休むときと、平日だけで土日をしっかりとやるところとのメリハリも少し、当面はあってもいいのかなということで、ここはちょっと現場の実態も踏まえまして。あともう一つは、通常練習とはっきり書いたのは、やはり対外試合や遠征というものをやるときに、3時間で縛られたら、それで練習試合や対外試合や遠征自体をやめろということになるので、ガイドラインははっきり通常練習とは書いて

いませんが、そういうことなのでしょうということで、ここは「通常練習における」ということをはっきり、私どもは明示をさせていただいたというのは、ちょっと経緯でございます。

(金田委員)

いいのではないかな。

(田中教育長)

あれが抜けているのではないか、こんなこともできるのではないかというのはいろいろあると思うのですが、実は現場からは提案をたくさん頂きました。あるいは実践でモデル校のような形で試行的にやっている学校も既にあるものですから、そんな学校の取組事例を集めて、別途、年度内に事例集のようなものをまとめて、ここに盛り込んでいない提案があったものも含めて、事例集を作って、それも県、市町教委、学校全部に配布して、これも参考に、ここに書いていないものもあるけれど、それも参考にそれぞれまだ今後の取り組みの参考にしてください。そういうものも併せて、今、作成中ございまして、それもせっかく提案をたくさん頂いたので、それもお知らせしようと、周知をしようということで、準備を別途しております。

引き続きまた効果・課題を検証しながら、内容については、また順次見直し・充実を図っていきたいと思っております。そういう形で今後進めるということです。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

庶務課長および教職員課長以外の課長の退出を促す。

議案第6号 人事異動について

広川庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告第2号 指導が不適切である教諭等の認定等について

杉中教職員課長が説明した。

報告第3号 人事異動について

杉中教職員課長が説明した。

- ・閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。